

大阪府ソフトバレーボール連盟規約

第1章 名称及び所在地

第1条 本連盟は、大阪府ソフトバレーボール連盟(英語表記:Osaka Soft Volleyball Federation、略称:O. S. V. F)と称する。

第2条 本連盟の所在地は、大阪府バレーボール協会内に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は、大阪府内のソフトバレーボール組織を統括し、登録チーム相互の連携・協力を促進して、ソフトバレーの健全な普及発展を図ることを目的とする。

- 2 本連盟は、日本ソフトバレーボール連盟、近畿ソフトバレーボール連盟及び大阪府バレーボール協会並びに財団法人大阪府レクリエーション協会の加盟団体としてこれに協力する。

第3章 事業

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① ソフトバレーに関する各種競技会の開催
- ② ソフトバレーに関する各種競技会の公認、後援及び指導
- ③ ソフトバレーに関する各種指導講習会の開催及び指導者派遣
- ④ ソフトバレーに関する各種国内大会へのチーム選考及び派遣
- ⑤ ソフトバレーに関する競技規則の研究
- ⑥ ソフトバレーに関する諸団体、関連事業の連絡調整
- ⑦ ソフトバレーに関する各種調査及び研究
- ⑧ ソフトバレー関係功労者の表彰
- ⑨ その他、本連盟の目的達成のために必要な事業

第4章 組織

第5条 本連盟は、本連盟の趣旨に賛同するチームで構成する。

第6条 本連盟に加盟を希望するチームは、別に定める規定によるものとする。

第7条 加盟チームは、理事会で定める登録料を納入しなければならない。

第5章 役員

第8条 本連盟に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 理事長 1名
- ④ 副理事長 若干名
- ⑤ 理事 若干名
- ⑥ 監事 2名

第9条 本連盟の役員は、次の方法により選出される。

- ① 理事等の役員は、会長の推薦する大阪府内でソフトバレーボールにおいて顕著な活動をしている者及び会長の推薦する学識経験者をもって構成する。
- ② 会長は、理事会において推挙する。
- ③ 副会長・理事長等の役員は、互選により理事の中から会長が委嘱する。
- ④ 監事は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

第10条 本連盟の役員の任務は、次のとおりとする。

- ① 会長は、本連盟を代表して会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

③ 理事長は、会長の命を受けて本連盟の会務を掌理する。

④ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。

⑤ 理事は、理事会を構成し、業務を決議し執行する。

⑥ 監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。

第11条 本連盟の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

役員に欠員が生じた時は、第8条に基づいてこれを補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 本連盟に名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与を置くことができる。

① 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、本連盟の功労者の中から、理事会の推薦により、会長がこれを推挙する。

② 参与は、本連盟の関係者の中から、理事会の推薦により、会長がこれを推挙する。

③ 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べる。

④ 参与は、理事会の諮問に応じ、意見を述べる。

第13条 本連盟に委員を置くことができる。

① 委員は、大阪府内でソフトバレーボールにおいて顕著な活動をしている者の中から、理事会の推薦により、会長がこれを推挙する。

② 委員の任期は、第11条を準用する。

③ 委員は、本連盟の実施事業が円滑に遂行するため、これに協力する。

第6章 会議

第14条 連盟に次の会議を置く。

① 理事会(会長・副会長・理事長・副理事長・理事をもって構成する)

第15条 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集し、かつ議長となる。

① 理事会は、本連盟の会務を審議決定する。

第16条 会議は、2分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 会議に出席できない者は、文書又はその他の方法によって他の者に委任することができる。その場合は出席と見なす。

第7章 会計

第17条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

① 加盟分担金 ② 競技会参加料 ③ 寄付金 ④ その他

第18条 本連盟の会計期間は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第8章 附則

第19条 本連盟は、日本ソフトバレーボール連盟、近畿ソフトバレーボール連盟及び大阪府バレーボール協会並びに財団法人大阪府レクリエーション協会に加盟する。

第20条 本連盟の規約は、平成13年4月20日からこれを施行する。

本連盟の規約は、平成17年4月1日からこれを施行する。

本連盟の規約は、平成18年4月5日からこれを施行する。

本連盟の規約は、平成19年4月4日からこれを施行する。

本連盟の規約は、平成19年4月4日からこれを施行する。

大阪府ソフトバレーボール連盟登録規定

第1章 登録

第1条 本連盟に加盟するチームは、この規定に定めるところにより、そのチーム名並びに登録構成員等を登録しなければならない。

第2条 1チームの登録人数は、制限しない。

第3条 一人の選手は、原則として、複数チームにわたって重複して登録することはできない。

第2章 登録手続き

第4条 登録は、原則としてその年の4月中に、登録届に規定の登録料を添えて申請するものとするが、年度を通じて随時受け付けるものとする。

2 登録の有効期間は、その年の4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、5月1日以降に申請された登録及び第6条に規定する登録構成員の追変更の届け出の効力は、本連盟が受理した日から発生するものとする。

第5条 一人の代表者名で、何チームでも登録できる。ただし、1チームにつき、規の登録料を納入しなければならない。

第6条 登録チームは、その登録構成員に追加あるいは変更がある場合は、遅滞なく登録変更届を本連盟に提出しなければならない。

第7条 登録チームは、その登録構成員が退団したときは、直ちに登録変更届を本連盟に提出しなければならない。登録を抹消された者は、抹消の日をもってその効力を失う。

第8条 所属チームを退団し、同一年度内に新たに他のチームに登録する場合は、前所属チームの登録変更届を添付して、新たな登録チームが、本連盟に申請するものとする。

第9条 登録チームの代表者名及びチーム名の変更は、原則として当該年度中は認めない。

第3章 競技会参加

第10条 本連盟が主催・共催する競技会等に参加するときは、当該競技会が定める参加費を1チームごとに納入しなければならない。

第11条 登録チームは、同一競技会に一種別について1チームに限り出場できるものとする。また、一人の選手は同一競技会に一種別に限り出場できるものとする。ただし、当該競技会の要項により認められている場合はこの限りではない。

第12条 登録チームには、日本バレーボール協会主催のリーダー養成講習会を受けてリーダーの資格を取得した者、または、本連盟主催の講習会を受講した者が一人以上いなければならない。

新規に登録して前記の有効資格者がいない場合は、その年度内に一人以上資格を取得しなければならない。

なお、登録チームの代表者又はそれに替わる者は、当該年度の本連盟主催の講習会を必ず受講しなければならない。

附則 この規定は、平成13年4月20日から施行する。

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

大阪府ソフトバレーボール連盟専門部事務分掌規定

本連盟の事業の円滑な執行のため、総務部、指導普及部、競技部及び審判部の専門部を置き、各専門部の事務分掌を次のとおりとする。

第1条 専門部には、次の役員を置く。

① 部長 1名 ② 副部長 若干名 ③ 部員 若干名

第2条 総務部は、次の事務を行う。

① 諸会議の通知及び議事録の作成に関すること
② 連盟の事業に係る記録、その他の書類の保存に関すること
③ 役員名簿の作成に関すること
④ 連盟の経理に関すること
⑤ 連盟の庶務に関すること
⑥ 登録チームのインフォメーションの作成等に関すること
⑦ 広報に関すること
⑧ 他の専門部の所管に属さない事務に関すること

第3条 指導普及部は、次の事務を行う。

① 指導者の養成及び資質向上に関すること
② 加盟チーム相互の親睦試合の斡旋に関すること
③ 小学校へのソフトバレーボールの普及・振興のための支援に関すること
④ その他、指導普及に関すること

第4条 競技部は、次の事業を行う。

① 事業計画の策定及び事業報告に関すること
② 競技会の開催に関すること
③ 競技に係る研修会の開催に関すること
④ 加盟チームの登録に関すること
⑤ その他、競技に関すること

第5条 審判部は、次の業務を行う。

① 審判員の派遣に関すること
② 審判に係る研修会の開催に関すること
③ 審判員の養成に関すること
④ その他、審判に関すること

第6条 本連盟の事業遂行のため、第2～5条以外の必要な専門部については、理事会の承認を得て設置することができる。

附則 この規定は、平成13年4月20日から適用する。

この規定は、平成15年4月1日から適用する。

この規定は、平成17年4月1日から適用する。